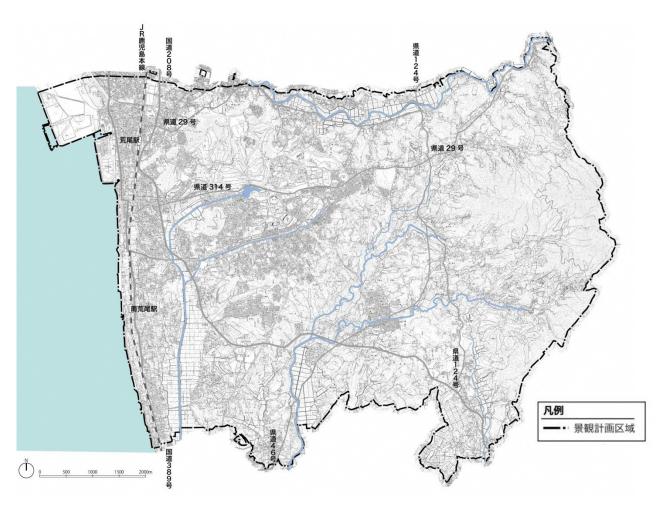
第||部 計画編

第1章 景観計画区域

1. 景観計画の区域

本市全域において良好な景観形成を図るため、本市全域を景観法に規定される景観計画区域 とします。



景観計画の区域 (荒尾市全域)

第2章 景観計画区域の景観形成

1. 景観誘導の考え方

本市の景観計画区域においては、次の3つの考え方に沿って景観誘導を推進します。

いずれの区域・地区においても、周辺景観と調和した景観形成を図ることが大切となるため、 建築行為等の際は、行為地周辺の景観特性を十分把握することが必要です。

また、行為地が景観形成重点地区又は特定施設届出地区の場合も、市全域の景観形成におけ る「景観形成の重要方針」や地域特性を踏まえた「ゾーン別景観形成方針」に準拠した計画と なるよう誘導します。

区域・地区	景観誘導の考え方		
①市全域	市全域において、良好な自然景観や市街地景観の形成に支障を及ぼ		
	すおそれのある大規模な建築行為等について、地域特性に応じた景		
	観となるよう誘導する。		
②景観形成重点地区	本市の景観形成上重要な地区において、当該地区の個性や魅力を際		
	立たせるために配慮が必要な建築行為等を地区ごとに定め、きめ細		
	かな誘導を行う。		
③特定施設届出地区	商業施設や宿泊施設等が集積し、景観形成を図る必要がある幹線道		
	路沿道の地区において、当該地区の特定施設について、秩序ある沿		
	道景観となるよう誘導する。		

市全域の景観形成 2.

(1)景観形成の重要方針

全市の景観形成に共通する重要方針を以下のように定めます。

〇小岱山や有明海への見通しを確保する

景観軸となる通りや車窓から小岱山や有明海が見通せるような配置や規模、高さに配慮し ます。特に、有明海に向かう坂道からの眺めなどは、本市固有の景観であることから、水平 線をできる限りさえぎらないような工夫が大切です。

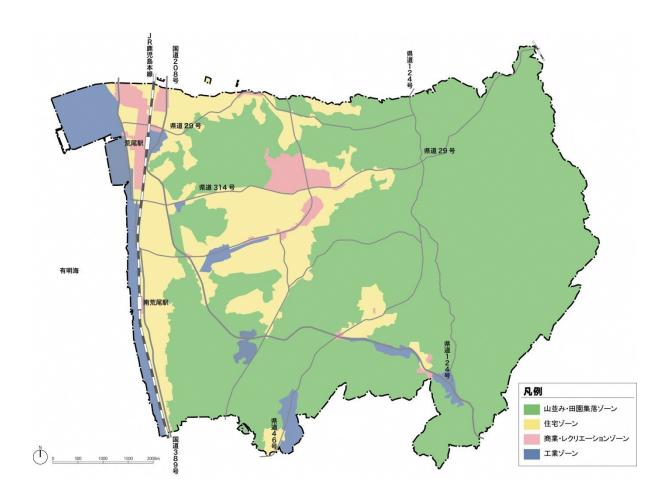
○荒尾八景をはじめとする周囲の景観資源を活かし、連携する

荒尾八景をはじめとする周囲に景観資源がある場所では、当該資源の雰囲気と協調した形 態意匠が望まれます。また、山並みの眺めを借景としたり、川辺に顔を向けた敷地利用をす るなど、景観資源を暮らしの中に取り入れ、いつでも身近に感じられるような工夫が大切で す。

(2)ゾーン別景観形成方針

1) ゾーン区分

構想編における景観形成の基本方針及び景観形成方針図を踏まえ、景観計画区域を「山並み・ 田園集落ゾーン」、「住宅ゾーン」、「商業・レクリエーションゾーン」、「工業ゾーン」の4つに 区分します。



景観計画区域のゾーン区分図

2) ゾーン別景観形成方針

①山並み・田園集落ゾーン

〇山並みや丘陵地の地形を保全する

ふるさとの景観を守るためには、山並みや丘陵地の地形が大きく変化しないことが大切で す。そのため、山のスカイラインを乱さない配置や高さ、規模を工夫するとともに、大規模 な壁や擁壁の連続により人工的な印象を与えないよう、土地の改変を最小限にとどめること とします。

○周囲の緑との調和を図る

背景となる小岱山の山並みや丘陵地の緑、田園の緑等、自然の色彩と調和した集落を保全 します。そのためには、地域の土や木、石などの自然素材や伝統的に使用されてきた色彩を 継承することが大切です。

②住宅ゾーン

〇周辺の自然やまちなみとの調和を図る

丘陵地の斜面緑地や既存の樹木をできる限り保全するとともに、周囲のまちなみと規模や 高さが極端に変わることのないよう、配置や形態意匠に配慮し、できる限りゆったりとした 敷地利用を図ります。

○敷地の外周緑化を図る

庭先や敷地の周りが緑に囲まれ、香りのよい花木や実のなる樹木など四季の変化を感じる 住宅地を形成します。特に道路に面した敷地境界部は、通りから眺めた時に、殺風景な駐車 場やごみ置き場などが目立つまちなみとならないような配慮が大切です。

③商業・レクリエーションゾーン

○連続性があり、魅力あるまちなみを形成する

壁面の位置や形態、色彩などを隣接する建築物と協調することにより、連続性のあるまちなみを形成します。また、通り沿いの樹木や花があり、低層部に店舗が並ぶなど、うるおいとにぎわいのあるまちなみを形成します。

〇人が溜まれる空間を確保する

人通りの多い道路や公園等に接する敷地境界部や街角となる場所では、ゆとりやうるおいの感じられる歩行者空間や広場、緑化スペースの確保を図ります。特に、大規模建築物等が立地する場所では、休憩スポットとなる木陰やベンチのある空間づくり等の工夫が大切です。

④工業ゾーン

○統一感のある工場景観を形成する

外壁の色彩や緑化の樹種などを協調することにより、統一感のある工場景観を形成します。

○外周の緑化を緩衝空間とし、周辺景観との調和を図る

敷地境界部の緑化を推進し、周囲の丘陵地や田園景観との調和を図ります。また、住宅地と隣接している工業地は、圧迫感を与えないような配置や形態意匠を外周の緑化とあわせて工夫することが望まれます。

(3)景観形成基準

景観計画区域内(景観形成重点地区及び特定施設届出地区を除く)において、次の届出対象 行為を行う者は、景観形成の重要方針及びゾーン別景観形成方針を踏まえ、次の景観形成基準 に適合させることとします。

1)届出対象行為

景観計画区域内における届出対象行為は以下の通りです。

届出対象行為

	交	規模	
建築物	新築、増築、改築	築、移転及び撤去、外観を変更する	高さが 13m を超えるもの又は
	こととなる修繕	若しくは模様替え並びに色彩の変	建築面積が 1,000 ㎡を超える
	更		もの
工作物	新設、増築、改	柵、塀、擁壁その他これらに類す	高さが 2m を超え、かつ、長さ
	築、移転及び撤	るもの	が 50m を超えるもの
	去、外観を変更	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、	高さが 13m を超えるもの又は
	することとな	高架水槽、鉄筋コンクリート造り	その敷地の用に供する土地の
	る修繕若しく	の柱、金属製の柱又は合成樹脂製	面積が 1,000 ㎡を超えるもの
	は模様替え並	の柱 等	
	びに色彩の変	電気供給若しくは有線電気通信	高さが 20m を超えるもの又は
	更	のための電線路又は空中線の支	その敷地の用に供する土地の
		持物	面積が 1,000 ㎡を超えるもの
		遊戱施設、製造施設、貯蔵施設、	高さが 13m を超えるもの又は
		処理施設、収納施設 等	その敷地の用に供する土地の
			面積が 1,000 ㎡を超えるもの
		広告塔又は広告板	高さが 13m を超えるもの又は
			その敷地の用に供する土地の
			面積が 1,000 ㎡を超えるもの
都市計画法	第4条第12項に	規定する開発行為	開発区域の面積が 1,000 ㎡を
			超えるもの又は高さが 5m を
			超え、かつ、長さが 10m を超
			える法面若しくは擁壁を生じ
			るもの
	、土石の採取、鉱	は物の掘採その他の土地の形質の変	区域の面積が 3,000 ㎡を超え
更			るもの又は高さが 5m を超え、
			かつ、長さが 10m を超える法
			面若しくは擁壁を生じるもの
屋外におけ	る土石、廃棄物、	再生資源その他の物件の堆積	堆積の高さが 5m を超えるも
			の又は水平投影面積が 500 ㎡
			を超えるのもの
			ただし、堆積の期間が90日を
			超える場合に限る
特定照明		建築物及び工作物に行われる特定	すべて
*	照明の新設、増調	役、改設又は色彩等の照明方法の変	
	更		

^{*}夜間において公衆の観覧に供するため、30日を超えて建築物等(屋外にあるものに限る)の外観 について行う照明

■届出対象行為から除外される行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・景観重要建造物について許可を受けて行う行為
- ・文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為
- ・熊本県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

※届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令、景観条例及び景観条例 施行規則に記載されています。

2) 景観形成基準

景観計画区域内における共通の景観形成基準を以下のように定めます。

景観形成基準

項目		基準
建築物、	位置	□周囲の景観特性や建物等の配置を踏まえ、壁面の位置や隣棟間隔等を
工作物		周辺と協調した配置とする。
		□ゆとりのある景観創出に配慮し、道路等の公共空間に接する敷地境界
		線からは、極力後退した位置とするよう努める。
		□敷地内や周囲に歴史的資源や残すべき樹木等の自然的資源がある場合
		は、これらの資源が周囲の道路や公園等の公共空間からできる限り見え
	1. / 15	るような配置とする。
	高さ・規	□周囲の主要な道路や公園等の公共空間からの見え方を検討し、小岱山
	模	や有明海等への眺望、周辺の景観と調和する高さ・規模となるよう努め
	TV 46 - 34	
	形態・意	□形態・意匠は、建築物周囲の景観との調和を図る。
	匠	□外壁は、長大な壁面を避け、形態や色彩により分節化する等の工夫を
		し、圧迫感の軽減を図る。 □敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態・意匠を調和させ
		□放地門に接数の施設がある物面は、任施政作生の形態・息匹を調和させる。 る。
		□駐車場や駐輪場、ごみ置き場等の附属施設や外階段は、建築物本体や周
		用の景観との調和を図る。
		□外壁、屋上等に設ける室外機等の設備類は、道路や公園等の公共空間か
		ら見えないように努める。やむを得ない場合は、建築物全体と調和した
		デザインとなるよう工夫する。
		□附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調
		和に配慮する。
	色彩	□色彩は、別表1に定める基準に適合させる。
		□周囲の景観との調和を図る。
		□広告塔・広告板については周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度
		色を使用しないよう努める。
	緑化	□既存樹木はできる限り保全する。
HH -14 (-1		□道路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める。
開発行	周辺環	□周囲の植生の保全に配慮する。
為	境	
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。
		利える。 □擁壁は、自然素材の活用や壁面緑化等の植栽に努める。
	緑化	□既存の樹木はできる限り保全する。
	NAV I LI	□ 近路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める。
		□緑化にあたっては、周囲の植生に調和した樹種を選定する。
土地の	周辺環	□周囲の植生の保全に配慮する。
開墾、土	境	— / У — У Р — У Р — И — НОИВУ / О О
石の採	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に
取、鉱物		抑える。
の掘採		□擁壁は、自然素材の活用や壁面緑化等の植栽に努める。
その他の土地	緑化	□既存の樹木はできる限り保全する。
の土地の形質		□道路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める。
い ル 貝		

の変更		□緑化にあたっては、周囲の植生に調和した樹種を選定する。
屋外に	堆積方	□敷地の外周はできる限り空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に整然
おける	法	と配置する。
土石、廃		
棄物、再		
生資源	遮へい	□敷地の外周は、緑化や塀の設置等により、周囲からの遮へいに努める。
その他	・緑化	□敷地の遮へいのために塀を設置する場合は、別表1に定める基準に適
の物件		合させる。
の堆積		
特定照	位置・明	□周辺環境への光害とならないように努める。
明	るさ	

別表1 市全域の色彩基準

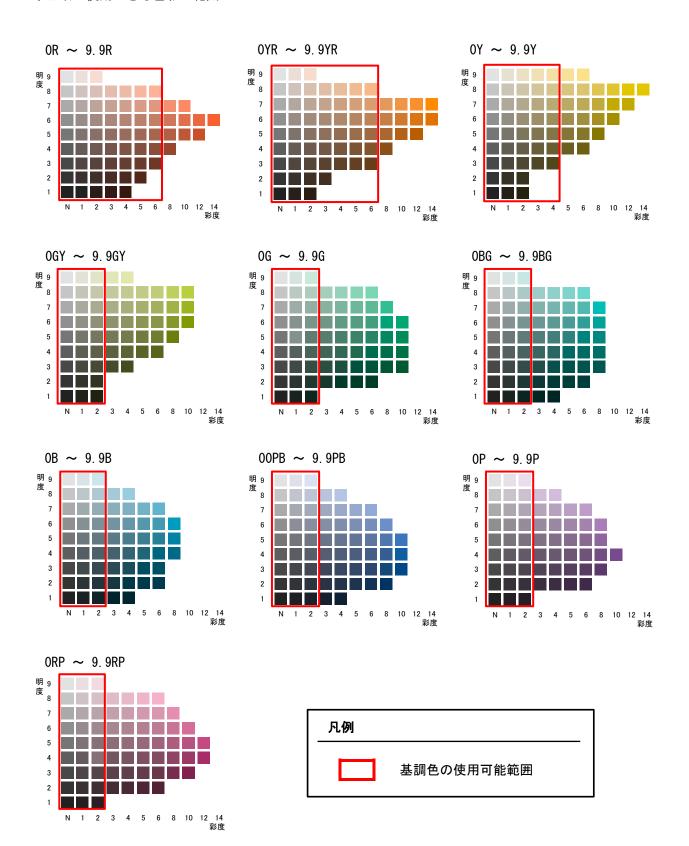
	色相	明度	彩度
基調色*	R、YR		6以下
	Y	_	4以下
	その他		2以下

^{*}基調色とは、外壁・工作物の見付面積の4/5以上の範囲に用いる色彩のこと。

※以下の要件については、上記の色彩基準の適用除外とすることができる。

- ・木材、土、草、銅板、無釉の和瓦、ガラス、レンガ等の自然素材によって仕上げられる建築物 の外壁や屋根、工作物
- ・長年にわたって受け継がれている固有の色彩を持つ歴史的建造物、市民となじみが深い地域の イメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観 の形成に貢献する等、本計画の実現に資する色彩計画については、必要に応じて景観審議会等 の意見を聴取した上で、この適用除外とすることができる。

市全域で使用できる色彩の範囲



景観形成重点地区の景観形成 3.

(1)景観形成重点地区の指定方針

荒尾らしい景観を創出していく為には、荒尾八景等の固有の景観資源のある地区や市の顔と なる地区等の本市における重要な地区において、重点的に景観形成を図り、荒尾らしいイメー ジを効果的に創出していくことが重要です。また、市民による景観づくりの意欲が特に高い地 区等では、市民の景観づくりを支援することで効果的な景観形成を図ることも期待できます。 このことから、本市における重要な地区や市民の景観づくりの意欲が強い地区等を、景観形 成重点地区として指定し、積極的に景観形成を図っていきます。景観形成重点地区では、届出 対象行為や景観形成の方針・基準を地域に応じてきめ細やかに定めることで、地域に応じた景 観形成を図っていきます。

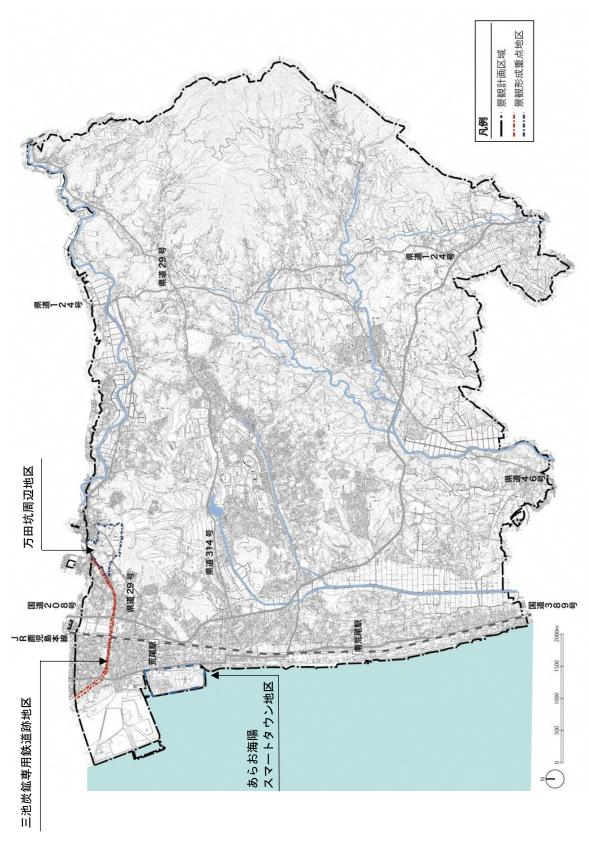
景観形成重点地区の指定地区は、市民の意向を踏まえた上で、今後拡充していく方針です。

景観形成重点地区の指定要件

	種別	指定地区の要件
ア	固有の景観資源を保全・活用する地	・荒尾八景周辺地区
	区	・歴史的な建造物・まちなみが引き継がれており、
		保全・活用を図る地区
		・地域のシンボルとなる景観資源とその周辺の景観
		を保全・活用する地区
イ	市の顔となる地区	・駅周辺地区
		・都市の交流・観光・産業の拠点となる地区
		・都市の構造上重要な幹線道路地区
ウ	市民の日常生活に関わりが深い地区	・市民が集う商店街等において、魅力ある景観を保
		全・形成する地区
		・良好な住宅地・集落景観を保全・形成する地区
工	市民又は地域住民主体の景観づくり	・荒尾市協働の地域づくり推進条例における地区協
	を目指す地区	議会の活動を通じて景観形成を推進しようとす
		る地区

景観形成重点地区の指定地区

地区名称	対象区域	指定要件
万田坑周辺地区	三池炭鉱の坑口の一つである万田坑とその周辺の区域	ア、イ
三池炭鉱専用鉄道跡地	万田坑や宮原坑 (大牟田市)、三池港 (大牟田市) 等を結	ア
区	ぶ、石炭や資材の輸送に使われていた鉄道敷跡地となる	
	区域	



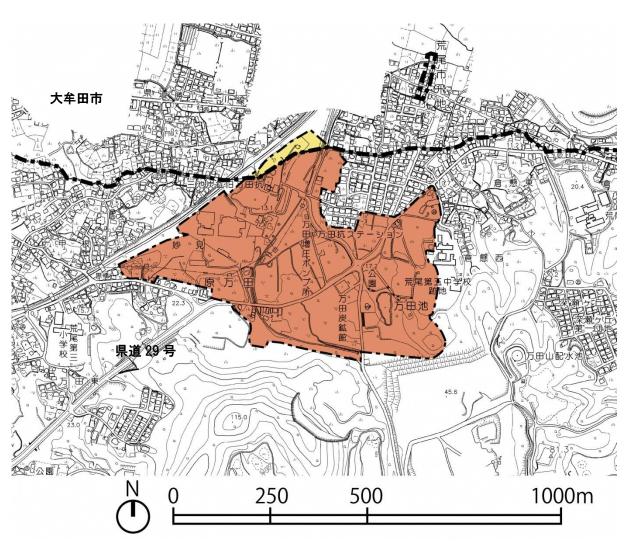
景観形成重点地区の区域

(2)万田坑周辺地区

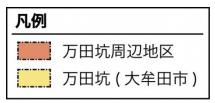
本地区は、日本の近代化産業の歴史を物語る万田坑を守り、活かすため、次の区域を対象に 景観形成を図ります。

1) 対象区域

「万田坑周辺地区」の対象区域は、万田坑とその周辺の社宅等の生活に関わる施設が立地し ていた、炭鉱都市としての広がりのあった場所を区域とします。



対象区域



2)景観形成方針

景観形成の目標と方針を以下のように定めます。

①景観形成の目標

万田坑を守り、炭鉱都市としての歴史を活かした景観づくり

②景観形成の方針

〇万田坑周辺は落ち着きのある景観形成を図る

万田坑の歴史が感じられる景観を阻害しないよう、周囲の建築等はけばけばしくならない ようにすると共に、万田坑よりも目立つような体裁とならないよう、落ち着きのある景観形 成を図ります。

〇万田坑への玄関口となる県道29号沿道や万田坑ステーション周辺は、玄関口にふさわしい

景観形成を図る

万田坑ステーションや万田炭鉱館などの集客施設周辺と、万田坑へのアプローチ道路であ る県道29号沿道は、万田坑の歴史が感じられる景観を保ちつつ、万田坑の玄関口にふさわし い景観形成を図ります。

〇万田坑としての趣を活かすため、周囲の緑の保全を図る

万田坑は国指定の史跡となっており、その趣のある景観を今後も維持するため、万田坑周 囲のまとまった樹林や山林の保全を図ります。



3) 景観形成基準

当該地区内において、次の届出対象行為を行う者は、次の景観形成基準に適合させ、景観形 成を図ります。

①届出対象行為

当該地区内における届出対象行為は以下の通りです。

届出対象行為

		対象行為	規模
建	新築、増築、改築	若しくは移転、外観を変更することとな	延床面積が 500 ㎡を超える
築物	る修繕若しくは模	もの又は高さが 10m を超え	
400			るもの
工	新設、増築、改築	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが 2m を超えるもの
作	若しくは移転、	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水	高さが 10m を超えるもの
物	外観を変更する	槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製	
	こととなる修繕	の柱又は合成樹脂製の柱 等	
	若しくは模様替	電気供給若しくは有線電気通信のため	高さが 10m を超えるもの
	え並びに色彩の	の電線路又は空中線の支持物	
	変更	遊戲施設、製造施設、貯蔵施設、処理施	高さが 10m を超えるもの
		設、収納施設 等	
広告物	あの設置及び外観 <i>₫</i>	変更	すべて
			ただし、自家用広告物は表
		示面積が 1 ㎡を超えるもの	
		に限る	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			開発区域の面積が 1,000 ㎡
			を超えるもの
木竹の	の伐採		区域の面積が 1,000 ㎡を超
			えるもの
土地の	の開墾、土石の採取	ス、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区域の面積が 1,000 ㎡を超
			えるもの
屋外に	こおける土石、廃棄	堆積の高さが 1.5m を超え	
			るもの又は水平投影面積が
		100 ㎡を超えるもの	
		ただし、堆積の期間が90日	
		を超える場合に限る	
特定	照 届出対象となる	る建築物及び工作物に行われる特定照明	すべて
明*	の新設、増設、	改設又は色彩等の照明方法の変更	

^{*}夜間において公衆の観覧に供するため、30日を超えて建築物等(屋外にあるものに限る)の外観 について行う照明

■届出対象行為から除外される行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・景観重要建造物について許可を受けて行う行為
- ・文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為
- ・熊本県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

※届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令、景観条例及び景観条例 施行規則に記載されています。

②景観形成基準

当該地区内における景観形成基準は以下の通りです。

景観形成基準

項目		基準
建築物、	位置	□周囲の景観特性や建物等の配置を踏まえ、壁面の位置や隣棟間隔等を周辺
工作物		と協調した配置とする。
	高さ・規	□万田坑外の建築物等は高さ 12m以下とする。ただし、周囲の主要な道路や
	模	公園等の公共空間から見た際、竪坑櫓や巻揚機室の眺めを阻害しない場合
		はこの限りでない。
	形態・意	□万田坑の歴史的なおもむきを損なわないよう、落ち着きのある形態意匠を
	匠	基本とし、過度な装飾や万田坑にある建築物や工作物を安易に模倣した形
		態・意匠は避ける。
		□外壁は、長大な壁面を避け、形態や色彩により分節化する等、圧迫感の軽
		減を図る。
		□外壁、屋上等に設ける室外機等の設備類は、道路や公園等の公共空間から
		見えないように努める。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザ
		インとなるよう工夫する。
	色彩	□色彩は、別表2に定める基準に適合させる。
		□万田坑にある建築物や工作物、周囲のまとまった樹林等との調和を図る。
	緑化	□既存樹木はできる限り保全する。
		□道路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める。
開発行	周辺環	□周囲の植生の保全に配慮する。
為	境	
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑
		える。
		□擁壁は、自然素材の活用や壁面緑化等の植栽に努める。
	緑化	□既存の樹木はできる限り保全する。
		□道路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める。
	45.1.5	□緑化にあたっては、周囲の植生に調和した樹種を選定する。
木竹の	伐採	□敷地内での伐採は必要最小限に留め、周囲の植生との連続性や調和に配慮
伐採		する。
土地の	周辺環	□周囲の植生の保全に配慮する。
開墾、土石の採	境	
取、鉱物	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑
の掘採		之る。
その他	6∃ // 4	□擁壁は、自然素材の活用や壁面緑化等の植栽に努める。
の土地	緑化	□既存の樹木はできる限り保全する。
の形質		□道路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める。
の変更		□緑化にあたっては、周囲の植生に調和した樹種を選定する。
屋外に	堆積方	□敷地の外周はできる限り空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に整然と配
おける	法	置する。
土石、廃	遮へい	□敷地の外周は、緑化や塀の設置等により、周囲からの遮へいに努める。
棄物、再	・緑化	□敷地の遮へいのために塀を設置する場合は、別表2に定める基準に適合さ
生資源		せる。
その他		
の物件		
の堆積		

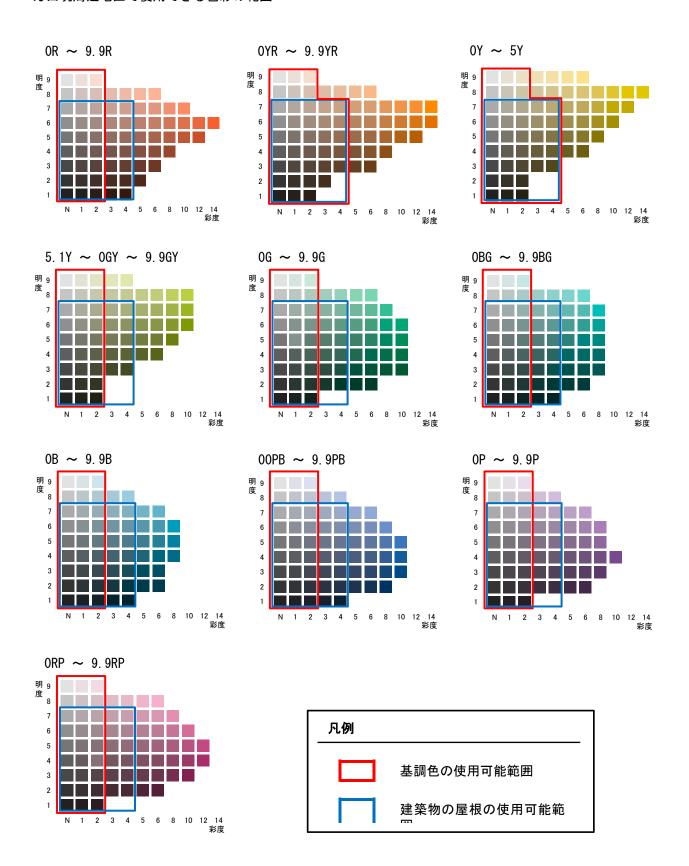
特定照	位置・明	□周辺環境への光害とならないように努める。
明	るさ	
広告物に	関する事	□一般広告物の掲出は行わない。
項		□自家用広告物の表示については、表示面積の合計は 10 ㎡以下とする。
□建築物の屋上には広告物を設けない。		□建築物の屋上には広告物を設けない。
□広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、		□広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、別表 2
		に適合させる。
		□照明広告については、可変表示式広告物及び点滅灯若しくは回転灯を使用
		しない。

別表 2 万田坑周辺地区の色彩基準

	色相	明度	彩度
基調色*	10R~5Y	8以上の場合	2 以下
		8 未満の場合	4以下
	その他	_	2 以下
建築物の屋根	全色相	7以下	4以下

- * 基調色とは、外壁・工作物の見付面積の4/5以上の範囲に用いる色彩のこと。
- ※以下の要件については、上記の色彩基準の適用除外とすることができる。
- ・木材、土、草、銅板、無釉の和瓦、ガラス、レンガ等の自然素材によって仕上げられる建築物 の外壁や屋根、工作物
- ・長年にわたって受け継がれている固有の色彩を持つ歴史的建造物、市民となじみが深い地域の イメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観 の形成に貢献する等、本計画の実現に資する色彩計画については、必要に応じて景観審議会等 の意見を聴取した上で、この適用除外とすることができる。

万田坑周辺地区で使用できる色彩の範囲

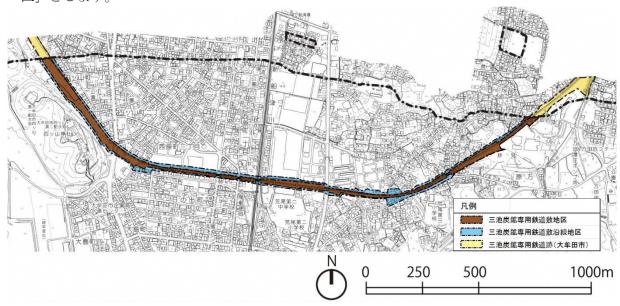


(3)三池炭鉱専用鉄道跡地区

本地区は、日本の近代化産業の歴史を物語る万田坑や宮原坑(大牟田市)等の物資を輸送す る為に使われていた鉄道敷跡地を守り、活かすため、次のような区域を対象に景観形成を図り ます。

1) 対象区域

「三池炭鉱専用鉄道跡地区」の対象区域は、万田坑や宮原坑(大牟田市)、三池港(大牟田市) 等を結ぶ、石炭や資材の輸送に使われていた鉄道敷跡地及びその沿線の区域とし、そのうち、 鉄道敷跡地の区域を「三池炭鉱専用鉄道敷地区」、沿線の区域を「三池炭鉱専用鉄道敷沿線地 区」とします。



対象区域

2) 景観形成方針

景観形成の目標と方針を以下のように定めます。

①景観形成の目標

炭鉱の歴史を偲ばせる鉄道敷跡地を守り、万田坑等と連動した景観づくり

②景観形成の方針

○鉄道敷跡地の景観を特徴付けている景観資源の保全を図る

鉄道敷跡地の面影を残す枕木や一定間隔で立地する鉄塔、鉄道敷跡地の基盤である盛土等 の景観資源は、本地区の景観を特徴付ける資源として保全を図ります。

○特徴的な鉄道敷跡地の眺望景観の保全・活用を図る

鉄道敷跡地にある鉄塔などの様々な資源による景観は特徴的であり、眺められる視点場の 確保等を図ります。また、鉄道敷跡地からの景観を保全するため、屋外広告物の誘導を図り ます。

〇万田坑等と連動したネットワーク形成を図る

鉄道敷跡地は万田坑をはじめとする坑口をつなぐものであることから、万田坑等と連動し た活用を図ると共に、歩行者が散策できるネットワークの形成を検討します。



3)景観形成基準

当該地区内において、次の届出対象行為を行う者は、次の景観形成基準に適合させ、景観形 成を図ります。

①届出対象行為

当該地区内における届出対象行為は以下の通りです。

届出対象行為

三池炭鉱専用鉄道敷地区

対象行為			規模
建築物	新築、増築、	改築若しくは移転、外観を変更することと	すべて
	なる修繕若し	くは模様替え並びに色彩の変更	
工作物	新設、増築、	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	すべて
	改築若しく	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、	すべて
	は移転、外	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱	
	観を変更す	又は合成樹脂製の柱 等	
	ることとな	電気供給若しくは有線電気通信のための	すべて
	る修繕若し	電線路又は空中線の支持物	
	くは模様替	遊戲施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、	すべて
	え並びに色	収納施設 等	
	彩の変更		
広告物の設	置及び外観の変	变更	すべて
		ただし、自家用広告物は	
			表示面積が1㎡を超える
			ものに限る
都市計画法	第 4 条第 12 項	すべて	

三池炭鉱専用鉄道敷沿線地区

対象行為	規模
広告物の設置及び外観の変更	すべて
	ただし、自家用広告物は 表示面積が1㎡を超える
	ものに限る

■届出対象行為から除外される行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・景観重要建造物について許可を受けて行う行為
- ・文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為
- ・熊本県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

※届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令、景観条例及び景観条例 施行規則に記載されています。

②景観形成基準

当該地区内における景観形成基準は以下の通りです。

景観形成基準

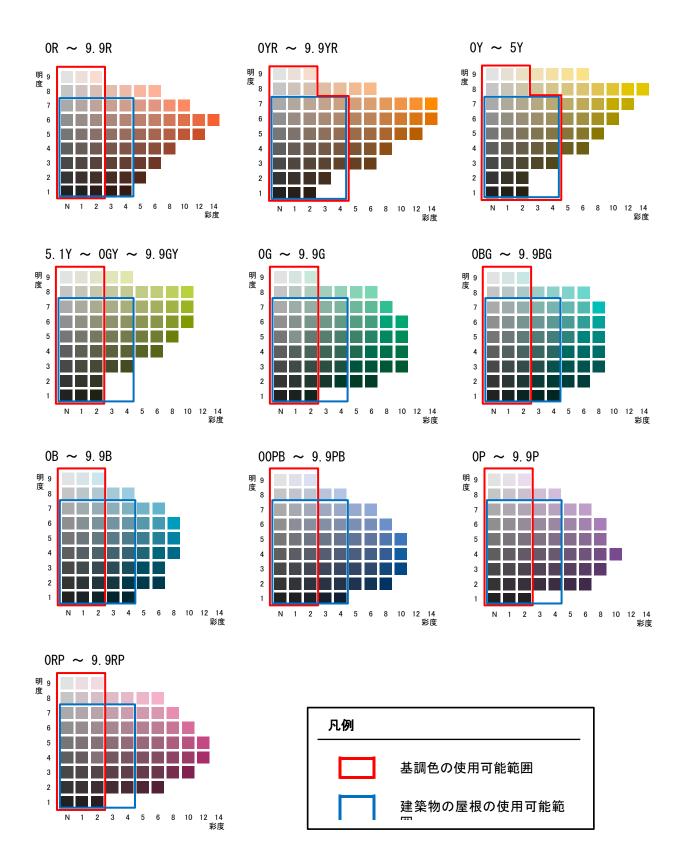
項	目	基準	
建築物、	位置	□鉄道敷の連続性や歩行者空間として利用する場合に配慮し、煩雑に	
工作物		ならないよう、工作物は一定の位置に配置する。	
	形態·意匠	□鉄道敷の歴史的なおもむきを損なわないよう、落ち着きのある形態	
		意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や既存景観資源の形態意匠の安	
		易な模倣は避ける。	
	色彩	□色彩は、別表3に定める基準に適合させる。	
		□周囲の景観との調和を図る。	
	緑化	□既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
		□緑化の際は、周囲の植生に配慮し、在来の樹木や花を用いるよう努	
		める。	
開発行為	周辺環境	□周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小	
		限に抑える。	
	緑化	□既存の樹木はできる限り保全する。	
広告物に関	する事項	□一般広告物の掲出は行わない。	
		□自家用広告物の表示については、表示面積の合計は 10 ㎡以下とす	
		る。	
		□建築物の屋上には広告物を設けない。	
		□広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、	
		別表3に適合させる。	
		□照明広告については、可変表示式広告物及び点滅灯若しくは回転灯	
		を使用しない。	
		□鉄道敷に表示面を向けた掲出は行わない。	

別表3 三池炭鉱専用鉄道跡地区の色彩基準

	色相	明度	彩度
基調色 *	10R~5Y	8以上の場合	2以下
		8 未満の場合	4以下
	その他		2以下
建築物の屋根	全色相	7以下	4以下

- *基調色とは、外壁・工作物の見付面積の4/5以上の範囲に用いる色彩のこと。
- ※以下の要件については、上記の色彩基準の適用除外とすることができる。
- ・木材、土、草、銅板、無釉の和瓦、ガラス、レンガ等の自然素材によって仕上げられる建築物 の外壁や屋根、工作物
- ・長年にわたって受け継がれている固有の色彩を持つ歴史的建造物、市民となじみが深い地域の イメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観 の形成に貢献する等、本計画の実現に資する色彩計画については、必要に応じて景観審議会等 の意見を聴取した上で、この適用除外とすることができる。

三池炭鉱専用鉄道跡地区で使用できる色彩の範囲

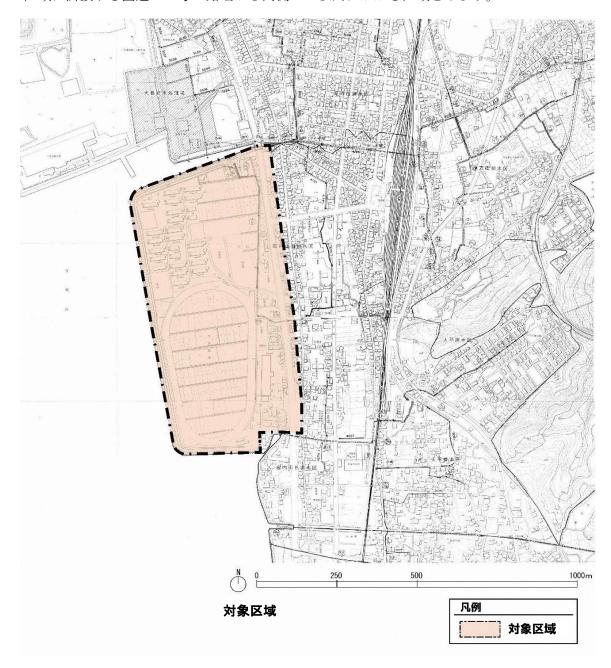


(4)あらお海陽スマートタウン地区

本地区は、土地区画整理事業や有明海沿岸道路、「南新地地区ウェルネス拠点基本構想」にお ける「荒尾ならでは」のアイデアなどにより荒尾の新拠点として生まれ変わる計画であり、こ れらの景観デザインを統一するなど景観コントロールが肝要であるため、以下の区域を対象に 景観形成を図ります。

1) 対象区域

「あらお海陽スマートタウン地区」の対象区域は、土地区画整理事業で整備された区域及び 区域に隣接する国道 389 号の路端から両側 20m 以内にかかる区域とします。



2) 景観形成方針

景観形成の目標と方針を以下のように定めます。

①景観形成の目標

持続的に発展するまちづくりと自然景観が調和する景観づくり

②景観形成の方針

〇市の玄関口である JR 荒尾駅からの都市空間の景観形成を図る

JR 荒尾駅から本地区へと誘導する街並みの景観を形成します。

○眺望(普賢岳・多良岳・干潟)へ配慮した景観形成を図る

建築物・工作物の形態や規模等をコントロールし、普賢岳や多良岳、荒尾干潟などの景観 要素を活かすよう配慮します。

○統一感のある街並みの創出を図る

建築物・工作物の意匠や色彩等をコントロールし、道の駅や商業施設等、今後シンボルと なる施設の景観について統一感のある街並みを創出します。





3) 景観形成基準

当該地区内において、次の届出対象行為を行う者は、次の景観形成基準に適合させ、景観形 成を図ります。

①届出対象行為

当該地区内における届出対象行為は以下の通りです。

届出対象行為

		規模	
建築物	建 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとな 築 る修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更 物		延床面積が 500 ㎡を超える もの又は高さが 10m を超え るもの
工作物	新設、増築、改築 若しくは移転、 外観を変更する こととなる修繕	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水 槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製 の柱又は合成樹脂製の柱 等	高さが 2m を超えるもの 高さが 10m を超えるもの
	若しくは模様替 え並びに色彩の 変更	電気供給若しくは有線電気通信のため の電線路又は空中線の支持物 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施	高さが 10m を超えるもの 高さが 10m を超えるもの
		設、収納施設等	同でが1000を超える600
広告特	広告物の設置及び外観の変更		すべて ただし、自家用広告物は表 示面積が 1 ㎡を超えるもの に限る
特定!明*	特定照 届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明 明* の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更		すべて

^{*}夜間において公衆の観覧に供するため、30日を超えて建築物等(屋外にあるものに限る)の外観 について行う照明

■届出対象行為から除外される行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・景観重要建造物について許可を受けて行う行為
- ・文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為
- ・熊本県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

※届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令、景観条例及び景観条例 施行規則に記載されています。

②景観形成基準

当該地区内における景観形成基準は以下の通りです。

景観形成基準

項	i 目	基準	
建築物、	位置	□周囲の景観特性や建物等の配置を踏まえ、壁面の位置や隣棟間隔等を周辺	
工作物		と協調した配置とする。	
	高さ・規模	□地区の外周道路から海岸側には普賢岳や多良岳、荒尾干潟への景観を妨け	
		ないよう配慮し、周辺の景観と調和する高さ・規模となるよう努める。	
	形態•意匠	□普賢岳や多良岳、荒尾干潟の自然景観を損なわないよう、落ち着きのある	
		形態意匠を基本とし、過度な装飾等の形態・意匠は避ける。	
		□外壁は、長大な壁面を避け、形態や色彩により分節化する等、圧迫感の軽	
		減を図る。	
		□外壁、屋上等に設ける室外機等の設備類は、道路や公園等の公共空間から	
		見えないように努める。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザ	
		インとなるよう工夫する。	
	色彩	□色彩は、別表4に定める基準に適合させる。	
		□普賢岳や多良岳、荒尾干潟の自然景観等との調和を図る。	
	緑化	□道路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める。	
特定照明	位置・明る	□周辺環境への光害とならないよう努める。	
広告物に関	する事項	□広告物の表示については、建築物の延床面積が 500 m²以下の場合には、表	
		示面積を 50 m²以下とし、延床面積が 500 m²を超える場合には、表示面積	
		を 100 ㎡以下とする。	
		□建築物の屋上には広告物を設けない。(ただし、自家用広告物を除く)	
		□広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、地色に	
		高彩度色を使用しないよう努める。	
		□照明広告については、可変表示式広告物及び点滅灯若しくは回転灯を使用	
		しない。	

別表4 あらお海陽スマートタウン地区の色彩基準

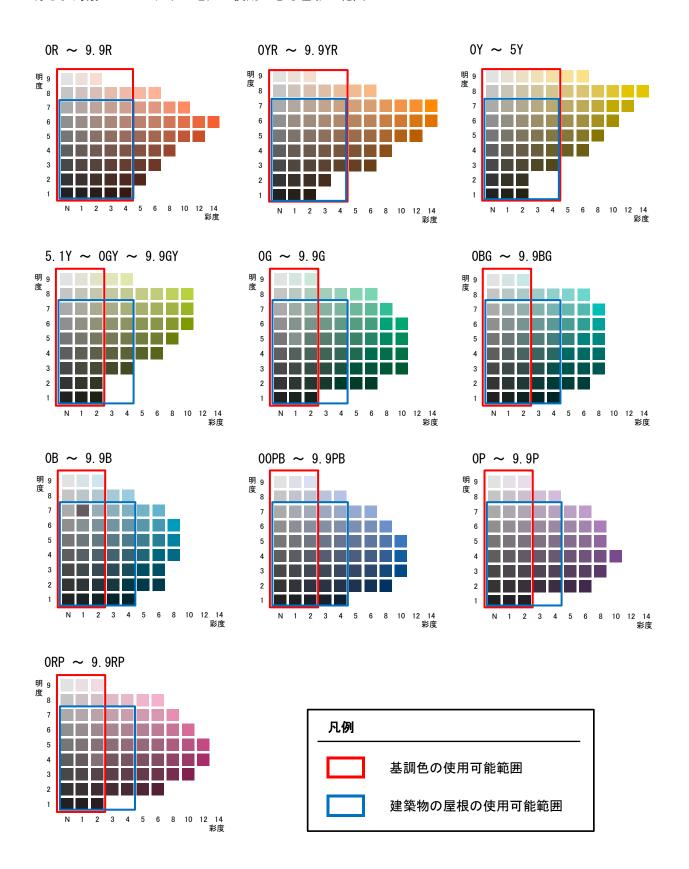
	色相	明度	彩度
基調色*	OR∼5Y	_	4以下
	その他	_	2 以下
建築物の屋根	全色相	7以下	4以下

* 基調色とは、外壁・工作物の見付面積の4/5以上の範囲に用いる色彩のこと。

※以下の要件については、上記の色彩基準の適用除外とすることができる。

- ・木材、土、草、銅板、無釉の和瓦、ガラス、レンガ等の自然素材によって仕上げられる建築物 の外壁や屋根、工作物
- ・長年にわたって受け継がれている固有の色彩を持つ歴史的建造物、市民となじみが深い地域の イメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観 の形成に貢献する等、本計画の実現に資する色彩計画については、必要に応じて景観審議会等 の意見を聴取した上で、この適用除外とすることができる。

あらお海陽スマートタウン地区で使用できる色彩の範囲

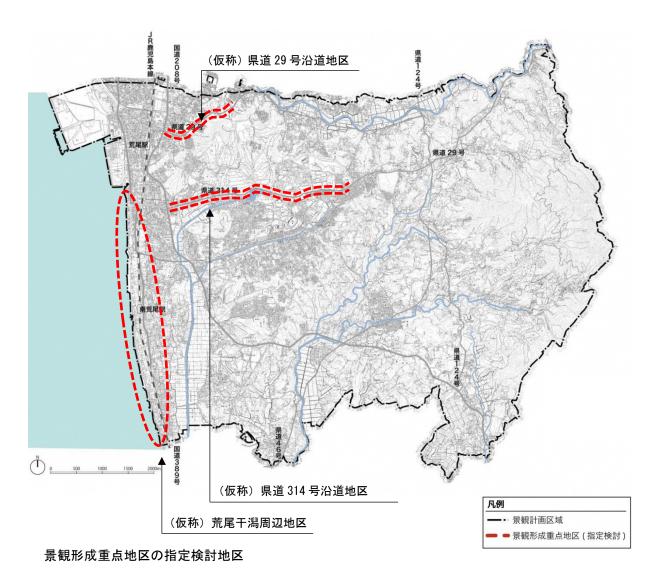


(4)景観形成重点地区の指定検討地区

本市の良好な景観形成を推進するため、以下の地区を景観形成重点地区の候補とし、指定の 検討を図ります。地区の特性や景観形成の方向性の検討を踏まえ、候補地区の指定にあたって は、特定施設届出地区として指定することも想定します。

景観形成重点地区の指定検討地区

地区名称	地区の説明	
(仮称) 荒尾干潟周辺地区	荒尾八景に選定されている、有明海沿岸に面する荒尾干潟を守り	
	活かすため、その周辺における景観形成を図る地区	
(仮称) 県道 29 号沿道地区	万田坑へのアプローチ道路となる県道 29 号において、沿道の景	
	観形成を図る地区	
(仮称)県道 314 号沿道地区	グリーンランド等の商業・レクリエーション施設へのアプローチ	
	道路となる県道 314 号において、沿道の景観形成を図る地区	



特定施設届出地区の景観形成

(1)特定施設届出地区の指定方針

本市の玄関口である幹線道路は、建築物や工作物等が集積、又は集積する可能性が高く、特 に景観形成に影響を及ぼすパチンコ店やガソリンスタンド、レストラン、スーパー等の特定の 施設が集積する可能性が高い地区です。このことから、これらの特定施設の誘導による景観形 成を図る必要があると認められる地区を、特定施設届出地区として指定し、景観形成を図って いきます。

特定施設届出地区の指定地区は、必要が認められる場合、市民の意向を踏まえた上で、拡充 していく方針です。

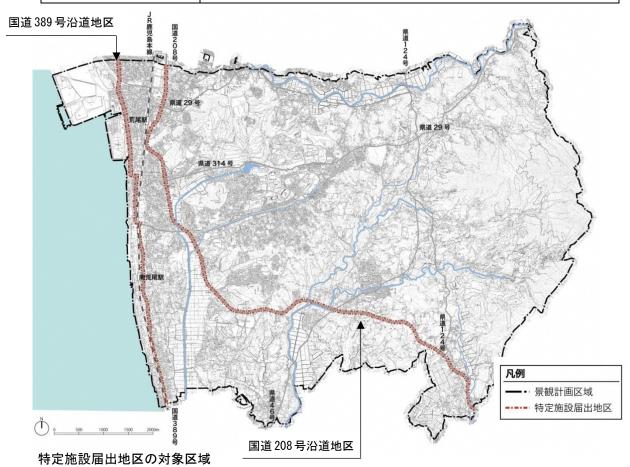
(2)特定施設届出地区

1) 対象区域

以下の地区を特定施設届出地区として定めます。

特定施設届出地区の指定地区

地区名称	対象区域
国道 208 号沿道地区	本市を通る国道 208 号の路端から両側 20m 以内にかかる区域
国道 389 号沿道地区	本市を通る国道 389 号の路端から両側 20m 以内にかかる区域



2)景観形成方針

それぞれの地区の景観形成の方針を以下のように定めます。

①国道 208 号沿道地区

〇地形に応じた景観形成を図る

本地区は、平地や丘陵地など場所により異なる地形の上に位置しており、平地部における 建物によるまちなみづくりや、丘陵地における小岱山などへの良好な眺望等、地形の特徴を 活かした景観形成を図ります。

〇日常生活としてまとまりのある沿道の景観形成を図る

荒尾駅周辺などでは、生活利便施設等の商業施設が集積しており、市民が日常的に使用す る場所として、まとまりのある景観形成を図ります。

○緑と調和した景観形成を図る

丘陵地では、周囲の農地やまとまった樹林が分布しており、豊かな緑が映えるような落ち 着きのある景観形成を図ります。

②国道 389 号沿道地区

○開放感あふれる景観形成を図る

起伏のない平地を通る本地区は、建物が地区の景観を大きく特徴づけることから、西側に 位置する有明海への開放感あふれる景観や低層のまちなみを活かした開放感あふれる景観形 成を図ります。

○落ち着きのある景観形成を図る

沿道や沿道の後背地には多くの住宅が立地しており、住環境に配慮した落ち着きのある景 観形成を図ります。

○街路樹を活かした景観形成を図る

県境から市屋側に至る部分には街路樹が分布しており、これらを維持保全すると共に、街 路樹と調和した景観形成を図ります。

3)景観形成基準

国道 208 号沿道地区及び国道 389 号沿道地区内において、次の届出対象行為を行う者は、次 の景観形成基準に適合させ、景観形成を図ります。

①届出対象行為

当該地区内における届出対象行為は、次表①に定義する特定施設及び同一敷地内で特定施設 に附帯する施設で、次表②に該当する行為です。

特定施設の定義【表①】

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法	パチンコ店
律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第	麻雀屋
4号に規定する営業を行うための施設	ゲームセンター
	ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第	ガソリンスタンド 等
1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	
飲食店業を営むための施設	レストラン
	喫茶店 等
物品販売業を営むための施設(当該施設で販売のための物品の陳列	スーパーマーケット
又は展示を行わないものを除く。)	専門店 等
物品貸付業を営むための施設(当該施設で貸付けのための物品の陳	レンタルビデオショップ
列又は展示を行わないものを除く。)	貸自動車業等
旅館業法(昭和23年法律第138号) 第2条第2項又は第3項に	ホテル
規定する営業を行うための施設	旅館 等
広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	

届出対象行為【表②】

		規模	
建築物	新築、増築、	改築、移転及び撤去	当該行為に係る床面積の
			合計が 10 ㎡を超えるもの
	外観を変更す	ることとなる修繕若しくは模様替え並び	当該行為に係る面積が 10
	に色彩の変更	Î	㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが 1.5m を超えるもの
	改築、移転	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水	高さが 5m を超えるもの
	及び撤去、	槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製	
	外観を変更	の柱又は合成樹脂製の柱 等	
	することと	電気供給若しくは有線電気通信のため	高さが 10m を超えるもの
	なる修繕若	の電線路又は空中線の支持物	
	しくは模様	遊戲施設、製造施設、貯蔵施設、処理施	高さが 5m を超えるもの又
	替え並びに	設、収納施設 等	は築造面積が 10 ㎡を超え
	色彩の変更		るもの
		広告塔及び広告板	表示面積が 1 ㎡を超える
			もの

■届出対象行為から除外される行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・景観重要建造物について許可を受けて行う行為
- ・文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為
- ・熊本県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

※届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令、景観条例及び景観条例 施行規則に記載されています。

②景観形成基準

当該地区内における景観形成基準は以下の通りです。

景観形成基準

;	 項目	基準
建築物、	位置	□建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できる
工作物		だけ道路から後退した位置とする。
		□隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とす
		る。
		□交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とす
		る。
		□広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同
		時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
		□柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが
		確保できる位置とする。
		□道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる
		位置とする。
	形態・意匠	□建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺
		と違和感のないものとする。
		□外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周
		辺の景観との調和に配慮するものとする。
		□電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱
		さないものとする。
		□広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面
	A W	積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。
	色彩	□色彩は、別表 5 に定める基準に適合させる。 □色彩・素材は、その地域・沿道の基調となるものに配慮し、まちな
		ロ色を・系材は、その地域・石垣の基調となるものに配慮し、まらな みの連続性を損なわないものとする。
		□広告塔・広告板については、周辺の景観との調和に配慮し、地色に
		高彩度色を使用しないよう努める。
	 緑化	□道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設
	NAC L	の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景
		緑化に努める。
		□駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。
		□建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。
		□広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景
		緑化に努める。
		□スペースがない場合には、ツタ類等を使った緑化に努める。
		□敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
	その他	□ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。
		□のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう
		努める。
		□道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

別表 5 特定施設届出地区の色彩基準

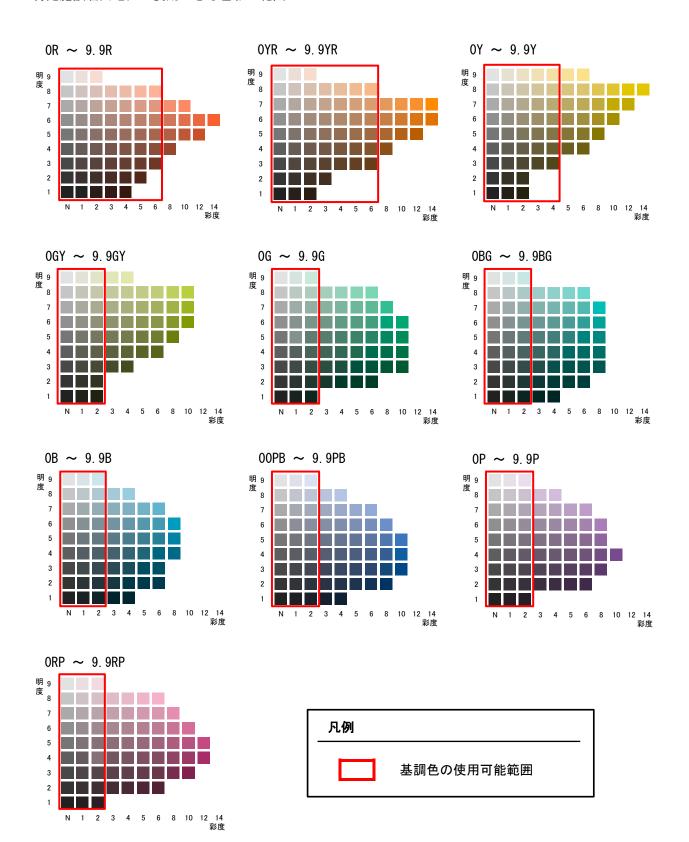
	色相	明度	彩度
基調色*	R、YR		6以下
	Y	_	4以下
	その他		2以下

^{*}基調色とは、外壁・工作物の見付面積の4/5以上の範囲に用いる色彩のこと。

- ・木材、土、草、銅板、無釉の和瓦、ガラス、レンガ等の自然素材によって仕上げられる建築物 の外壁や屋根、工作物
- ・長年にわたって受け継がれている固有の色彩を持つ歴史的建造物、市民となじみが深い地域の イメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観 の形成に貢献する等、本計画の実現に資する色彩計画については、必要に応じて景観審議会等 の意見を聴取した上で、この適用除外とすることができる。

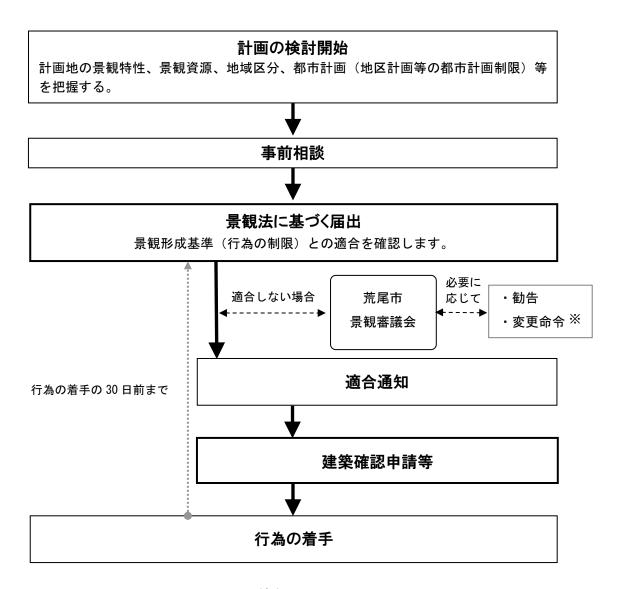
[※]以下の要件については、上記の色彩基準の適用除外とすることができる。

特定施設届出地区で使用できる色彩の範囲



5. 届出の手続き

届出対象行為は、以下の図に示す手続きに基づき、市長への届出が必要です。



手続きのフロー

※ 変更命令に従わない場合は、景観法に基づく罰則(懲役又は罰金)を適用することがあります。

第3章 景観資源等の活用に関する事項

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 1.

本市の景観資源のうち、景観形成上重要な建造物や樹木について、景観法に基づく景観重要 建造物及び景観重要樹木に位置づけ、地域の景観づくりに資するよう保全・活用を進めていき ます。

指定にあたっては、当該物件の所有者との協議の上、同意を得られた物件を指定します。

(1)景観重要建造物の指定方針

本市の良好な景観形成を進める上で重要と認められる建造物で、道路等の公共の場所から容 易に望見することができる物件のうち、次の指定要件のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要建造物の指定要件

	指定の要件		
ア	本市・地域の成り立ちに由来し、外観に歴史的な特徴を有する建造物		
イ	優れたデザインを有し、地域のシンボルとして良好な景観形成に寄与する建造物		
ウ	地域の人々に広く愛され、地域の良好な景観形成に寄与する建造物		

景観重要建造物の指定候補

指定候補	指定要件
宮崎兄弟の生家	r
岩本橋	r
御成門	r

(2)景観重要樹木の指定方針

本市の良好な景観形成を進める上で重要と認められる樹木で、道路等の公共の場所から容易 に望見することができる物件のうち、次の指定要件のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要樹木の指定要件

	指定の要件		
ア	本市・地域の成り立ちに由来し、相当な樹齢を重ねた巨樹・古木		
イ	樹容に特徴を有し、地域のシンボルとして良好な景観形成に寄与する樹木又は樹木群		
ウ	地域の人々に広く愛され、地域の良好な景観形成に寄与する樹木又は樹木群		

景観重要樹木の指定候補

指定候補	指定要件
有明海岸松並木	イ、ウ
府本小学校内のユウカリジュの大木	1
府本小学校内の小岱松	ウ

2. 景観に配慮した公共施設の整備

(1)公共事業等による景観形成について

本市における景観づくりを先導的に進めるため、景観形成に大きな影響を及ぼす公共事業等について、景観形成のための指針を定めます。

(2)景観重要公共施設の設定方針

地域のシンボルとなっている公共施設等を保全・活用するために、景観法に基づく景観重要公共施設に位置づけ、景観に配慮した公共施設の整備を進めていきます。

景観重要公共施設は、次の指定要件のいずれかに該当するものを位置づけることとし、本市の主要な道路や河川、公園等を候補とします。

位置づけにあたっては、施設管理者との協議・同意の上、施設ごとの整備方針や占用許可基準を必要に応じて定めていきます。

景観重要公共施設の設定要件

指定の要件

- ア 本市の都市構造上重要な公共施設
- イ 本市や地区のシンボルとなっている公共施設、又は景観資源を引き立てるために重要な公 共施設
- ウ 景観形成重点地区又は特定施設届出地区内にある公共施設

屋外広告物の表示等に関する方針 3.

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つであり、良好な景観形成を進める上では、 商業地や住宅地、自然地等の周辺の景観や環境に応じ、配慮した掲出が求められます。ここで は、良好な景観形成を進める上での、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する方針 を定めます。

(1)共通の方針

- ○屋外広告物は、その規模や位置、色彩等のデザインが、地域特性を踏まえた良好な景観の 形成に寄与するような表示・掲出とする。
 - ・駅周辺や幹線道路等の商業地、交流・観光・産業拠点等の多くの人が往来する場所では、 広告物の目的を踏まえつつ、規模や色彩等が過剰な掲出とならないようにする。
 - ・住宅地や集落地等では、落ち着きのある景観を損ねないようにすると共に、動光・点滅 するものやネオン、液晶による表示は避ける。
 - ・自然地や歴史的資源等の良好な景観資源の周辺では、景観資源と調和するような体裁と すると共に、眺望を阻害するような表示・掲出は避ける。
- ○建築物に設置される屋外広告物は、建築物のデザインや色彩、素材との調和を図り、統一 的なデザインとなるようにする。
- ○屋外広告物を近接して多数設置する場合は、集約化する等して煩雑にならないようにする。